

岐阜県公報

第 五 百 六 十 六 号
令 和 七 年 二 月 二 十 一 日

(金 曜 日)

目 次

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(子育て支援課) 六三^ハ

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 六三

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課) 六四

公 示

落札者等に関する公示

(会計課) 六四

規 則

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第三号

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号八中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	明和美 宝並 良線	道の種類 路線名	区	間	延 （メー ）ト長	供用開始 の期日	備 考 （区域 の考 定又は 決定の 日又は 変更の 月日は 示す）
	郡上市美並町白山字木ノ洞四 八八番三地先から 〇同一市同町同字頓屋敷五 番一地从先まで				五八・一	令和 七・三・三	平成 六・六・二四 令和 三・一・二五

岐阜県告示第七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項
の規定により告示する。

令和七年二月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ
線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱
十一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び標柱十一号と標柱十
八号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱十九号から標柱二
十六号までを順次結んだ線及び標柱十九号と標柱二十六号を結んだ
線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
岐阜市北一色七丁目

- 一八番一五 一号
- 二四四番二二 一号から四号まで
- 一九番一一 五号
- 一九番五 六号
- 二〇番一三 七号
- 一九番三〇 八号

北一色七丁目

- 一八番二 九号
- 一八番一一 十号
- 二〇番五 十一号
- 二〇番七 十二号及び十三号
- 二〇番一〇 十四号及び十五号
- 二〇番一五 十六号及び十七号
- 二〇番二四 十八号
- 一九番一六 十九号
- 一九番二〇 二十号
- 一九番二二 二十一号
- 一九番三三 二十二号
- 一九番三五 二十三号
- 一九番二 二十四号
- 一九番九 二十五号
- 一九番一一 二十六号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務
所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年二月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する都市ガス 予定数量458,
125 m³（低圧及び中間圧）
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和6年10月15日
- 4 落札者を決定した日 令和6年11月29日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区桜田町19番18号

東邦瓦斯株式会社

執行役員業務用計画部長 岩間 英治

6 落札金額 45,752,461円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和七年二月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社